



介護保険の仕組みについて

発行元：一般社団法人くらしサポート・ウィズ
 東京都新宿区大久保 2-3-4 出光新宿ビル 4 階
 TEL:03-6205-6719 FAX :03-3200-6134 <http://www.kurashidial.or.jp>

親の介護はまだまだ先の話、と他人事のように思っている、ある日突然！介護が必要となることもあります。そんな時利用するのが親の加入している公的介護保険です。今回は公的介護保険のしくみ・利用方法について、簡単にお話しします。

公的介護保険は、**第1号保険者**（65歳以上）と**第2号保険者**（40～64歳）の2区分に分かれています。第1号保険者は要介護状態になった原因を問わずサービスを利用できます。第2号保険者は老化に伴う特定の病気（16種類の特定疾病）に限りサービスの利用ができますが、事故などのケガが原因で介護が必要になった場合利用はできません。（16種類特定疾病の範囲は厚生労働省 HP に記載）

<保険料について>

- ・**第1号保険者**⇒市町村により基準額が算出されて、所得によって段階別に決められます。
- ・**第2号保険者**⇒会社員の保険料は勤務先の保険組合ごとの介護保険料率と収入によって決められます。原則として事業主が保険料の半分を負担します。自営業などの国民健康保険加入者は、所得等に応じて市町村が定め、国民健康保険料に上乗せして徴収されます。



<サービスの利用方法>

「親の介護が必要になった！でも共働きで介護を担う家族がいない。」という時は、介護保険サービスの出番です。では、どこで手続きすればいいのでしょうか。

まずは地域包括支援センターに相談しましょう。各地域に必ず担当の地域包括支援センターがあります。そこでは必要な介護サービス・日常支援などの相談に応じてくれます。そして、介護サービスを利用するためには、まず『要介護認定』の申請を行いましょう。

☆介護認定の申請～利用法☆

申請

本人または家族が市町村の介護保険窓口に『申請書』を提出します。

要介護認定の調査・判定

調査員が自宅等に訪問して本人や家族から聞き取り調査をします

認定・通知

判定結果に基づき要介護度が認定され、利用できるサービス量が異なります。
 介護予防が必要 ⇒ 『要支援 1～2』
 介護が必要 ⇒ 『要介護 1～5』
 非該当 ⇒ 『自立』

サービス利用

『要介護』『要支援』になった方はケアマネジャーに相談して、『ケアプラン』を作成してもらいましょう。
 ※1割または2割の自己負担があります。



以上、大まかな流れです。
 詳細等は当ダイヤルにご相談ください。

